



2022年5月12日

各位

会社名 ホッカホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 孝資
(コード番号 5902 東証プライム、札証)
問合せ先 取締役執行役員 武田 卓也
(TEL. 03-3213-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第97期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、以下のとおり当社定款を変更するものです。
 - ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除します。
 - ② 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めます。
 - ③ 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けます。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けます。
- (2) コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向け、経営体制の透明化と説明責任の明確化を図ることを目的として、取締役会において定めることのできる役職のうち相談役および顧問を削除します(現行定款第20条第3項)。なお、当社は現時点において、相談役および顧問を定めておりません。
- (3) 当社は、経営の監督と業務執行の分離を図り、迅速な意思決定を行うことを目的として執行役員制度を導入しておりますが、同制度に係る定款規定は会社法に規定のない任意的記載事項であることから、機動的な人事施策を実施することを目的として、これを削除します(現行定款「第5章 執行役員」および現行定款第28条)。
- (4) 現行定款「第5章 執行役員」および現行定款第28条の削除に伴い、第6章以下の章番号を各1章繰り上げるとともに、第29条以下の条文番号を各1条繰り上げます。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインタ	

<p><u>インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(代表取締役、役付取締役、相談役および顧問) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 <u>3. 取締役会は相談役、顧問各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第20条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (削除)</p>
<p><u>第5章 執行役員</u> <u>(執行役員)</u> 第28条 当社は、取締役会の決議により、執行役員15名以内を置くことができる。 <u>2. 執行役員に関する事項は、取締役会が決定する執行役員規程において定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>第29条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第35条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則) <u>1. 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上